

行政委員会

1	監査委員	1
2	選挙管理委員会	3
3	農業委員会	6
4	公平委員会	14

1 監査委員

(1) 委員数 4人（うち、識見委員 2人、議員選出委員 2人）

(2) 監査等執行状況（令和4年度）

ア 重点取組事項の登載

(ア) 高松市監査実施計画に、事務事業に係る課題等を年度の重点取組事項として登載した。

(イ) 重点取組事項：ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について

イ 定期監査及び行政監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行について、上記の事項に重点を置いて監査したほか、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

(ア) 市長部門等

監査の対象		監査の期間
総務局	秘書課、総務課、コンプライアンス推進課、人事課（行政改革推進室）、危機管理課、デジタル戦略課、情報マネジメント課、広聴広報課	4/11～6/9
環境局	環境総務課、ゼロカーボンシティ推進課、環境指導課（適正処理対策室）、環境業務課、環境施設対策課、南部クリーンセンター、西部クリーンセンター、衛生センター	
出納室	出納室	
市民政策局	政策課（移住・定住促進室）、男女共同参画・協働推進課、コミュニティ推進課、地域振興課、牟礼総合センター、仏生山総合センター、香川総合センター、勝賀総合センター、国分寺総合センター、くらし安全安心課、市民やすらぎ課、市民課（市民サービスセンター）、人権啓発課	8/22～11/10
病院局	みんなの病院事務局（総務課、経営企画課、医事課（情報管理室）、塩江分院事務局（附属医療施設整備室）	
財政局	財政課、契約監理課（技術検査室）、財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）、納税課（債権回収室）、市民税課、資産税課	11/15～1/27
健康福祉局	健康福祉総務課（地域共生社会推進室）、国保・高齢者医療課、障がい福祉課、生活福祉課、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、子育て支援課、こども女性相談課、こども家庭課、こども保育教育課（施設対策室、運営支援室）、こども未来館、保健予防課、生活衛生課、保健医療政策課、健康づくり推進課	

(イ) 財産区

監査の対象	監査の期間	監査の対象	監査の期間
鬼無財産区	8/22～11/10	下笠居財産区	8/22～11/10
香西財産区	8/22～11/10	端岡財産区	8/22～11/10

ウ 随時監査（工事監査）

施工中の建設工事について、関係書類の調査及び工事現場の実地調査を行うものであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等により、令和４年度の工事監査は実施していない。

エ 財政援助団体等監査

市が財政的援助を与えている団体等の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等により、令和４年度の財政援助団体等監査は実施していない。

オ 例月現金出納検査

会計管理者等の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

対象	期間	対象	期間
令和４年３月分出納	4/20 ～ 4/27	令和４年９月分出納	10/20 ～ 10/27
令和４年４月分出納	5/20 ～ 5/27	令和４年10月分出納	11/21 ～ 11/29
令和４年５月分出納	6/20 ～ 6/27	令和４年11月分出納	12/20 ～ 12/27
令和４年６月分出納	7/20 ～ 7/27	令和４年12月分出納	1/20 ～ 1/27
令和４年７月分出納	8/22 ～ 8/29	令和５年１月分出納	2/20 ～ 2/28
令和４年８月分出納	9/20 ～ 9/28	令和５年２月分出納	3/20 ～ 3/28

カ 財政健全化及び経営健全化審査

審査に付された書類について、健全化判断比率及び資金不足比率が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

対象	期間	意見書 提出月日
令和３年度の健全化判断比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類	7/20～8/12	8/17
令和３年度の資金不足比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類	7/20～8/12	8/17

キ 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

対象	期間	意見書 提出月日
令和３年度高松市病院事業会計決算	6/1～7/27	8/19
令和３年度高松市下水道事業会計決算	6/1～7/27	8/19
令和３年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算	6/20～7/27	8/19
令和３年度高松市鬼無財産区歳入歳出決算	8/22～11/10	12/5
令和３年度高松市香西財産区歳入歳出決算	8/22～11/10	12/5
令和３年度高松市下笠居財産区歳入歳出決算	8/22～11/10	12/5
令和３年度高松市端岡財産区歳入歳出決算	8/22～11/10	12/5

ク 住民監査請求

市民が監査委員に対して、市の執行機関または職員の違法または不当な公金の支出や財産の管理等を怠る事実等について、当該行為によって市が被った損害を補填するなど必要な措置を講じることを請求するものであるが、令和４年度において、住民監査請求はなかった。

ケ 包括外部監査契約に基づく監査への協力

市長が契約する包括外部監査契約に基づく監査に伴い、包括外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員事務局職員に協力させた。

(ア) 包括外部監査契約に基づく外部監査人 内橋 翔（公認会計士）

包括外部監査人の補助者５人（弁護士等）

(イ) 監査実施期間

令和４年４月１日から５年１月31日まで

(ウ) 選定した特定の事件（監査テーマ）

・高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

コ 措置未通知の解消

監査結果に対する措置状況をフォローアップすることにより、監査の実効性の確保を図るとともに、監査結果が事務事業の改善に資するよう、監査結果の指摘・意見の措置未通知の解消に取り組んだ。

2 選挙管理委員会

(1) 委員数 ４人

(2) 選挙人名簿登録者数 351,986人（令和５年３月１日現在）

(3) 最近における市議会議員及び市長選挙の記録

市議会議員選挙			
年次 区分	27	31	5
当日有権者数（人）	340,076	348,316	346,019
投票者数（人）	161,975	139,648	146,228
棄権者（人）	178,101	208,668	199,791
投票率（％）	47.63	40.09	42.26
無効投票（票）	3,901	2,057	3,403
定数（人）	40	40	40
立候補者数（人）	50	48	52
最高得票数（票）	4,979	4,568	6,787
最低得票数（票）	255	295	486

市長選挙			
年次 区分	27	31	5
当日有権者数（人）	340,076	348,316	346,019
投票者数（人）	161,912		146,234
棄権者（人）	178,164		199,785
投票率（％）	47.61		42.26
無効投票（票）	4,568		2,949
定数（人）	1	1	1
立候補者数（人）	2	1	2
最高得票数（票）	130,673		90,485
最低得票数（票）	26,668		52,798

(4) 最近における各種選挙の執行状況

選挙名		執行年月日	定数 (人)	立候補者 数 (人)	当日有権者 数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)
市議会		31. 4. 21	40	48	348, 316	139, 648	40. 09
		5. 4. 23	40	52	346, 019	146, 228	42. 26
市長		31. 4. 21	1	1	348, 316	無投票	無投票
		5. 4. 23	1	2	346, 019	146, 234	42. 26
知事		30. 8. 26	1	2	351, 247	95, 385	27. 16
		4. 8. 28	1	2	350, 089	97, 199	27. 76
県議会		31. 4. 7	15	17	348, 829	130, 597	37. 44
		5. 4. 9	15	22	346, 442	128, 930	37. 22
衆議院	(小選挙区選出)	29. 10. 22					
		第1区	1	2	285, 732	148, 492	51. 97
		第2区	1	3	68, 587	37, 038	54. 00
		3. 10. 31					
		第1区	1	3	286, 624	162, 371	56. 65
		第2区	1	2	66, 916	37, 626	56. 23
	(比例代表選出)	29. 10. 22					
		第1区	6	34	285, 732	148, 480	51. 96
		第2区			68, 587	37, 034	54. 00
		3. 10. 31					
		第1区	6	36	286, 624	162, 347	56. 64
		第2区			66, 916	37, 627	56. 23
参議院	(選挙区選出)	25. 7. 21	1	4	346, 731	177, 178	51. 10
		28. 7. 10	1	4	353, 669	172, 786	48. 86
		元. 7. 21	1	3	355, 641	153, 090	43. 05
		4. 7. 10	1	8	353, 045	171, 898	48. 69
	(比例代表選出)	25. 7. 21	48	162	346, 731	177, 181	51. 10
		28. 7. 10	48	164	353, 669	172, 796	48. 86
		元. 7. 21	50	155	355, 641	153, 089	43. 05
		4. 7. 10	50	178	353, 045	171, 899	48. 69

(5) 期日前投票所の設置状況

平成15年6月の公職選挙法の一部改正に伴い、16年7月11日執行の参議院議員通常選挙から市役所に期日前投票所を設置した。加えて、17年9月26日に塩江町と、18年1月10日に香南町、香川町、国分寺町、庵治町、牟礼町と市町合併し、合併町に各1か所の期日前投票所を設置したことにより、計7か所となった。

さらに、市役所期日前投票所の混雑緩和と選挙人の利便性向上を目的として、22年7月11日執行の参議院議員通常選挙から、瓦町駅前地下広場（ことでん瓦町駅西側地下1階）に、26年8月31日執行の香川県知事選挙から、イオンモール高松に期日前投票所を設置したことにより、計9か所となった。

また、瓦町FLAGのオープンに伴い、28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から、瓦町駅前地下広場の期日前投票所を瓦町FLAG8階市民交流プラザIKODE瓦町に移設するとともに、

公職選挙法の一部改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことから、香川大学（幸町キャンパス）に新たに期日前投票所を設置し、計10か所となった。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙では、若年層の選挙啓発を目的に高松第一高等学校で期日前投票所を設置した。

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙からは仏生山交流センターに、5年4月23日執行の市議会議員選挙及び市長選挙からは山田総合センターに新たに期日前投票所を設置した。

(6) 啓発

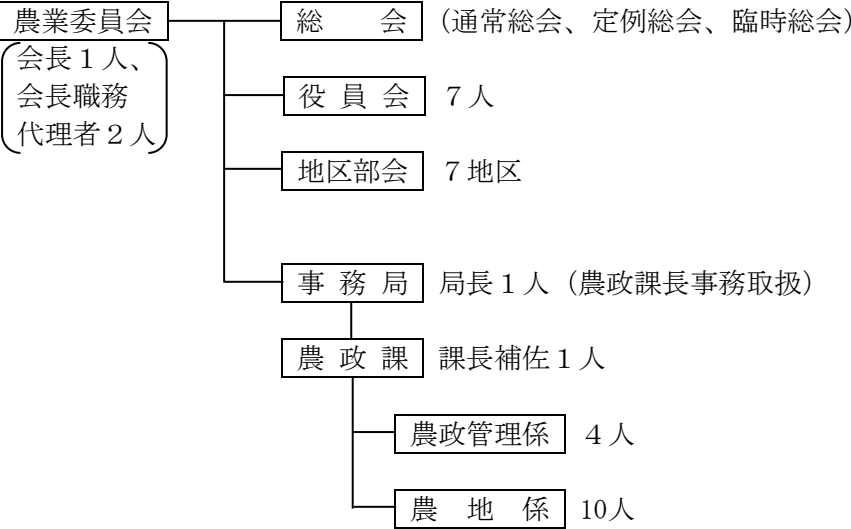
明るい選挙啓発ポスター募集事業及び模擬投票授業の実施等、常時啓発事業に積極的に取り組み、市民の選挙意識の高揚と公職選挙法が目的とする、適正な明るい選挙の推進に努めた。

3 農業委員会

(1) 委員定数

農業委員	農地利用最適化推進委員	計
24人	55人	79人

(2) 機構



(3) 委員の任期

農業委員及び推進委員 令和2年7月20日～5年7月19日

(4) 会議開催状況

(4.4.1～5.3.31)

会議等名称	回数	協議内容
通常総会	1	事業報告、事業計画等協議
定例総会	12	毎月1回農地転用申請審議、農政関係施策・事業等協議
農地特別部会	12	毎月1回農地転用申請等に係る現地調査
地区部会（7部会）	84	農地部会及び定例総会審議案件のうち、地区部会関係分の事前審査
農業相談会	9	利用権設定等を中心に地区部会ごとに開催
その他会議	25	役員会・講習会等
農業委員研修会	1	農地・農政関係法令等研修

(5) 事業内容（令和5年度計画）

ア 各種会議の開催等

- (ア) 農業委員会通常総会を開催し、令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画(案)について審議する。
- (イ) 定例総会及び農地特別部会を開催し、農地法・農業振興地域の整備に関する法律及び農業経営基盤強化促進法等に基づく法令業務の適正な審査と的確かつ迅速な処理に努める。
- (ウ) (ア)、(イ)について、審議過程の透明性を確保する観点から、当該議事録をホームページにより公表する。
- (エ) 役員会を開催し、農業委員会業務の運営・総会等に付議すべき事案等の検討を行い、農業委員会の円滑な運営を図る。
- (オ) 地区部会を開催し、地区内の農業振興や農地利用の最適化を推進するとともに、定例総会の適正かつ円滑な運営を図るため、農地に関する各種申請等の事前審査を行う。
- (カ) 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業者との意見交換会など農業者の要望を基にした農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出する。

イ 農地関係事業

農業委員会等に関する法律第6条第1項各号に掲げる事務等処理する。

(ア) 農地申請等処理業務

- a 農地法第3条許可申請については、農業委員・推進委員と事務局が連携して現地調査を行うとともに、本年4月1日からの同法改正に伴う、同条第2項各号の規定及び許可の審査基準等において「下限面積要件の廃止」に留意し、適正な審査を行う。
- b 農地法第4条及び第5条許可申請については、厳格な審査が求められることから、農業委員・推進委員と事務局が連携して現地調査を行うとともに、県農業会議常設審議委員会の意見聴取が不要の事案は、速やかに許可処分する。
- c 県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象事案は、農地特別部会において現地調査を行うとともに、同委員会の現地確認調査対象事案についても的確に対応し、意見決定後、速やかに許可処分する。

- d 農地転用許可事務等の情報については、農業委員会だより、ホームページ、パンフレット等を活用し、市民及び関係者に周知する。
- e 残存小作地については、賃借人の相続による名義の変更等、農地台帳を整備し農地法第18条関係の適正な事務処理を行う。
- f その他農地法に基づく届出等については、法の趣旨に照らして適正かつ迅速な処理を行う。
- g 無断転用防止の啓発を図るため、農地パトロールを実施し、違反転用に対する罰則強化の周知徹底とともに、無断転用者には農地法の理解と追認許可を得るための転用申請の指導を行う。
- h 相続税・贈与税納税猶予適格者証明等他法令に基づく証明事務については、事務処理要領等に基づき適正に処理するとともに、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の通知を受け、猶予を受けている特例農地に係る適正化管理台帳を整備する。

(イ) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係をめぐる紛争については、農地法第25条の規定に基づき、申出に対し和解の仲介を行う。

(ウ) 農地所有適格法人の事業状況の把握

農地法第6条の規定に基づき、農業の担い手である農地所有適格法人からの事業報告書の提出を徹底し、要件緩和された法人の事業状況を把握する。

(エ) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づく業務

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法に基づく農業委員会の承認・決定に当たっては、地域の土地利用の動向に即した円滑な指導を行う。

(オ) 各種機関の農地行政上からの意見要請

必要に応じて農業委員・推進委員と事務局が連携して現地調査を行い、適正な意見の決定を行う。

ウ 農政関係事業

農業委員会等に関する法律第6条第2項及び第3項に掲げる事務等を処理するとともに、同法第7条の規定により策定した農地利用の最適化の推進に関する指針に基づき、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の取組を強化する。

(ア) 農政活動業務

- a 各種農政施策推進業務
- b 農業経営基盤強化促進事業における農用地利用集積調整活動を通しての経営確立支援
- c 農業の担い手・後継者不足地域における農業・農村活性化対策
- d 利用権設定等促進事業における積極的な新規就農希望者に対する相談活動及び農地のあつせん
- e 農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の交付対象となる認定新規就農者に対す

る、農地のあっせんについてのサポート役の重点化

- f 農業関係予算の確保対策
- g 農業関係税制対策
- h 農業金融制度の改善拡充対策
- i 家族経営協定締結の推進
- j その他必要な農政諸問題対策

(イ) 農地の利用状況調査及び遊休農地対策

農地利用状況調査の実施に当たっては、高松市と共同で実施し、高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会等と連携を図る。

農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査の結果、同法第32条第1項第1号の遊休農地の所有者等に対し県農地機構への貸付けを促す利用意向調査を行うなど、遊休農地対策を強化するとともに、新規就農者等に対し遊休農地の具体的な情報を紹介し、その解消に努める。

(ウ) 地域計画の策定に関する取組

- a 農業委員会サポートシステムとeMA F F地図システムの整備を進め、地域計画の目標地図の素案作成の基礎を構築する。
- b 農業者の意向調査結果をサポートシステムに登録し、目標地図の素案に反映させる。
- c 農業委員・農地利用最適化推進委員は、それぞれの所管地域における「集落の話し合い活動」に積極的に参加し、地域計画の策定に必要な情報提供や助言を行う。

(エ) 所有者不明の農地の利用権設定を容易にする改正農業経営基盤強化促進法に的確に対応する。

(オ) 農地台帳及び農地に関する地図の公表

農地法第52条の3の規定により、農地に関する情報の活用を促進を図るため、既存の農地台帳整備のほか、農地情報公開システム（全国農地ナビ）・農業委員会サポートシステムへ円滑に移行し、新規参入希望者・規模拡大希望者等の農地の受け手や県農地機構が求める情報を提供する。

また、農業委員・推進委員の活動へタブレットを導入することにより、現地における農地の基礎情報の確認を容易にし、現地から直接データ入力を可能にする。

(カ) 行政機関に対する意見の提出

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業者との意見交換会など農業者の要望を基にした農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善意見を市長に提出する。

(キ) 機構集積支援事業

- a 農地の利用状況調査のための支援
- b 農地の権利移動・借賃等調査のための支援
- c 農地集積の推進活動のための支援
- d 農業委員研修の実施のための支援

(ク) 賃借料情報の提供

農地法第52条の規定に基づき、地域における賃借料の目安になるものとして、農業委員会が調査し、その情報をホームページ・農業委員会だよりを活用し、関係者に継続的に周知するとともに、適正な運用を図る。

(ケ) 農業経営基盤強化促進法に基づく業務

農業経営基盤強化促進法に基づく高松市の基本構想に沿って改善計画を定めた農家等に対し、改善目標達成のため、農用地の集積を積極的に支援するとともに、関係機関・団体と相互に連携を図り、農用地利用関係の調整等、農業経営基盤の強化促進に努める。

年2回、地区ごとに農業相談会を開催し、利用権設定促進事業、農地中間管理事業の集中的な推進を行うが、同時に法改正による令和7年4月からの「農用地利用集積等促進計画」への移行について、香川県農地機構と市農林水産課と調整を進める。

(コ) 農地移動適正化あっせん事業

農業振興地域の整備に関する法律及び農業委員会等に関する法律の規定に基づき、担い手への農地集積のために農地中間管理事業の活用も含めた売買・貸借・交換等のあっせんを行う。

(サ) 地域農業再生活動の推進

「食料・農業・農村基本計画」に基づき農業の持続的発展と望ましい農業構造の実現に向けて、「人・農地プラン」から「地域計画」への移行、新規就農対策、県農地機構を活用した新たな農地集積対策や遊休農地解消対策等を県農業会議・県農地機構・行政・農業団体と連携して推進する。

(シ) 農業簿記記帳講習会

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成するため、認定農業者や多様な担い手を対象に農業簿記記帳講習会等を開催し、収入保険制度に的確に対応するとともに、簿記記帳及び経営分析の指導を実施し、経営管理能力の向上を図る。

(ス) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るため、農業者年金制度の周知及び加入促進に努めるとともに、的確な経営移譲と、その後の農地管理、各種名義の変更等の指導を行う。

(セ) 農業委員会情報活動

農家に対して、農業政策・農業技術・経営管理、先進事例等、各種の情報を迅速に提供するため、農業委員会だよりの発行による啓発宣伝、全国農業新聞購読の普及推進を行う。

(ソ) 調査指導等業務

農業委員会業務の適正な運営を確保するため各種基礎調査を実施するとともに、必要に応じて関係機関等との密接な連携を図る。

(タ) 研修会

農地中間管理事業の推進に関する法律等の大幅な改正など、新たな制度に的確に対応するため研修会を開催し、幅広い知識の習得に努めるとともに、県及び県農業会議等の研修会へ

積極的に参加し、農業委員・推進委員活動の円滑な推進を図る。

(チ) 系統組織活動への参加

全国農業会議所・県農業会議等が実施する各種農政活動に積極的に参加し、系統組織の円滑な業務運営を図る。

(6) 地区別農地関係事務取扱状況

ア 耕作目的での権利移転・設定等（令和４年度）

（単位：件、㎡）

区分		3条 (所有権)		3条 (貸借権)		18条 1 項		18条 6 項		競公売買受 適格証明		贈与税適 格者証明		相続税適 格者証明		処理 件数
		許可				許可		通知								計
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
第1地区	高松							1	1,151					1	507	2
	鶴尾	2	3,599	1	3									1	1,586	4
	太田															1
	女木	1	282													
	男木															
	仏生山			1	4			1	691							2
	多肥	4	7,049											1	2,523	5
	一宮	8	12,502					1	2,301							9
第2地区	木太			1	2									1	3,554	2
	古高松	4	6,537					3	5,933					2	15,254	9
	屋島	1	1,670					1	252							2
	牟礼	6	8,232					3	3,599					1	5,089	10
	庵治	7	4,524					2	2,136							9
第3地区	前田	6	9,352	1	5			2	940							9
	川添	1	1,324					2	5,696							3
	林	1	434	1	1,163			4	5,130							6
	三谷	4	5,653					3	865							7
第4地区	香川	15	21,424	2	3,260			6	7,802	1	704					24
	塩江	3	3,267					3	4,456							6
第5地区	川岡	5	13,269	2	4,121			25	96,773							32
	円座	13	14,160	1	1,378			4	6,930							18
	檀紙	10	7,933	1	1,296			1	422							12
	弦打	5	6,416	1	1,178			2	3,637							8
	香南	4	7,640					9	40,297							13
第6地区	鬼無	8	8,154	1	391			4	5,557							13
	香西	5	10,245					5	14,067							10
	下笠居	12	11,779	4	4,396			13	19,112							29
	国分寺	13	20,881	1	405			10	26,104							24
第7地区	川島	5	9,470	1	10											6
	十河	8	14,658					1	65							9
	西植田	3	7,891					3	1,210							6
	東植田	1	1,491					1	682							2
合計		155	219,836	19	17,612			110	255,808	1	704			7	28,513	292

イ 転用目的での権利移転・設定等（令和４年度）

（単位：件、㎡）

区分		４条許可		５条許可		非農地証明		農地改良届出		処理件数
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	計
第１地区	高松	5	2,215	11	5,097	1	12			17
	鶴尾	5	751	16	14,409	1	10			22
	太田	10	7,091	21	13,594	1	9			32
	女木					1	210			1
	男木									
	仏生山	4	895	15	10,834					19
	多肥	6	1,913	18	16,206	1	80			25
	一宮	7	1,593	15	17,332	1	6			23
第２地区	木太	9	3,819	19	20,204					28
	古高松	8	1,910	22	31,462	3	1,240	1	3,512	34
	屋島	3	1,065	4	1,657					7
	牟礼	1	144	20	13,120					21
	庵治					3	957			3
第３地区	前田	1	100	14	17,466	1	10			16
	川添	7	2,593	13	19,826					20
	林	10	2,017	44	69,181	5	117			59
	三谷	3	2,095	11	12,839	6	3,439			20
第４地区	香川	5	1,031	30	17,613	2	601			37
	塩江	1	499	2	4,051	1	1,021			4
第５地区	川岡	3	409	10	5,820					13
	円座	5	480	16	12,362	2	205	1	3,456	24
	檀紙	12	1,980	25	16,983	4	9,355			41
	弦打			8	9,419					8
	香南	4	853	12	15,135			1	2,349	17
第６地区	鬼無	4	1,488	6	4,200	1	1,023			11
	香西	2	267	9	5,216					11
	下笠居	3	1,084	8	2,485	1	1,629			12
	国分寺	12	18,172	31	47,748	5	2,138	1	1,110	49
第７地区	川島	5	588	10	7,781	2	813			17
	十河	2	563	7	6,378	4	342			13
	西植田	1	34	9	6,056	14	10,204			24
	東植田			1	1,465					1
合計		138	55,649	427	425,939	60	33,421	4	10,427	629

ウ 各種証明等状況（令和４年度）

（単位：件）

工事完了証明	228	競公売買受適格証明	1
耕作証明	137	小作地証明	4
許可証明及び受理証明	86	取消	12
使用貸借返還通知	150	農地等の権利取得の届出	101

(7) 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業）実施状況（令和4年度）

ア 農用地利用集積計画

（単位：筆、㎡）

公告日年月日	賃借権		使用貸借権		所有権		合計	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
令和4年3月31日	363	385,755	807	825,689	8	14,047	1,178	1,225,491
令和4年10月31日	335	338,053	780	812,166	—	—	1,115	1,150,219

イ 農用地利用配分計画

（単位：筆、㎡）

公告日年月日	賃借権		使用貸借権		所有権		合計	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
令和4年3月29日	28	29,384	5	6,320	—	—	33	35,704
令和4年5月31日	101	105,091	387	400,047	—	—	488	505,138
令和4年6月30日	—	—	6	5,843	—	—	6	5,843
令和4年7月29日	8	11,816	—	—	—	—	8	11,816
令和4年8月31日	3	3,256	1	468	—	—	4	3,724
令和4年10月31日	1	3,269	5	7,756	—	—	6	11,025
令和4年12月28日	215	207,094	475	528,624	—	—	690	735,718
令和4年12月28日	—	—	3	2,860	—	—	3	2,860

※期間借地を含む。

(8) 農政活動状況

ア 農業委員会だより

年2回発行、各13,000部

イ 農業者年金の状況

農業者年金加入者数等内訳

（5.3.31現在）

加入者数			受給者数		
通常	政策支援	計	経営移譲年金	老齢年金	計
28	5	33	119	189	308

4 公平委員会

(1) 委員数 3人

(2) 臨時会 3回（令和4年度）

(3) 事務内容

ア 職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の審査・判定し、必要な措置をとること

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

ウ 職員の苦情相談に関し、必要な措置をとること

エ 管理職員等の範囲を規則で定めること

オ 職員団体の登録等に関する事務

カ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律についての事務

キ 高松市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関し、必要

な措置をとること

ク 再就職者からの依頼等に係る届出に関する事務

(4) 内容別件数（令和４年度）

ア 職員団体の登録等の事務 ５件

イ 公平委員会規則及び規程の制定・改正等 ２件

(5) 登録職員団体

ア 高松第一高等学校教職員組合（昭和44年４月22日登録）

イ 高松市職員労働組合（昭和48年６月22日登録）

ウ 高松市学校職員協議会（昭和50年４月22日登録）

エ 香川県教職員組合高松支部（平成19年11月19日登録）

オ 高松競輪従事員組合（令和２年４月30日登録）

カ 高松市非常勤職員労働組合（令和２年６月１日登録）